



問 環境政策課 ☎内線1562

飼い犬はきちんとつないで、事故の防止に努めましょう！

飼い犬の放し飼いは、市条例で禁止されています。犬は一度放たれてしまつと、住民に恐怖心をあたえたり、さまざまな事件や事故の原因になるだけでなく、飼い犬が交通事故などで危険な目に合う恐れもあります。

他人のためだけでなく、大切な飼い犬のためにも、飼い犬はきちんとつないで飼いましょう。また、散歩は必ずリードをつけて、犬を制御できる人が行いましょう。



N家(遠山町)モコ



【種類】チワワ(オス2歳)

ドッグランが犬の苦手。だけど、かけっこは速くて運動会で1等とったよ！



K家(岡見町)りく

【種類】MIX(オス2歳)

仔犬のころは胃腸が弱く、頻繁に通院していましたが、今はすっかり健康になりました！

ペットの写真募集中！

投稿者氏名、住所、電話番号、ペットの名前(ふりがな)、種類、性別、年齢、30~40字の紹介コメントを記入の上、メールか封書でお送りください。

【宛先】〒300-1292 牛久市中央3-15-1 「環境政策課 わんにゃんこ」係 [E] kankyoku@city.ushiku.ibaraki.jp

※犬は市に登録していること。※封書の場合、写真は返却しません。※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合があります。

動物との共生協力員(ボランティア)を募集しています

市では【動物との共生協力員】(ボランティア)に登録していただいた方と、飼い主のいない猫の繁殖抑制などの動物愛護に関する活動に取り組んでいます。保護猫のミルクボランティアのみのご協力でも大歓迎ですので、この活動にご興味をお持ちの方や、協力してみたいという方は、ぜひ一度、環境政策課までお問い合わせください。

消費生活の窓

詳しくは牛久市消費生活センターへご相談ください！

牛久市消費生活センター ☎830-8802

(市役所本庁舎3階 未来創造課内)

《相談日》月~金曜日(午前9時~正午/午後1時~4時) ※祝日除く

不要な皿の買い取りのほが、貴金属も強引に買い取られた！

「訪問購入のトラブルが増えています」
自宅に業者が来て物品を買い取る、「訪問購入」に関する相談が増加しています。契約当事者が60歳以上の割合が全体の8割近くを占めており、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

【相談事例】

「不用品を買い取る」という電話が数日前にあり、不要な皿と洋服を売却しようと思いついて訪問を承諾した。訪問した業者から「貴金属はないか」「査定だけでも」と言われ、根負けして貴金属数点を約1万円ですべて売ってしまった。思い出の品であったので返してほしい。

「アドバイス」

◆電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。

◆訪問購入については、いわゆる飛び込みの勧誘は禁止されています。突然訪問してきた業者は家に入れないようにしましょう。

◆承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

◆業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。